

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）（ 06-6615-6260 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	排水施設の下水道への接続承認
概要	排水施設を公共下水道及び都市下水路以外の本市が管理する下水道に接続しようとする場合、その承認を受けるためには、下記の審査基準の内容を満たすことが必要です。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例第25条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	（１）申請様式に関する事項 ① 申請者が施主であること。 ② 排水量の計算書を添付すること。 ③ 接続箇所の位置図、平面図、断面図、構造図を添付し、公共下水道との位置関係を明示すること。 （２）技術上の基準に関する事項 ① 排水施設は、公共下水道のます、その他の排水施設、または他の排水設備に固着させること。この場合、公共下水道の施設の機能を妨げ、またはその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事方法を選ばなければならない。 ② 排水管の内径に係る構造基準については、下水道条例第5条第2項の規定を遵守しなければならない。 ③ 排水設備における排水管渠の勾配、取付管の内径、ますの内り、水洗便所の洗浄装置に係る構造基準については、下水道条例施行規則第4条の規定を遵守しなければならない。ただし、当該規定の基準に該当しないケースであっても、別途定める「大阪市下水道条例施行規則における排水設備の特別基準」に該当する場合は、その規定を遵守しなければならない。 ④ 申請計画が、別途定める「雨水流出調整に関する実施基準」第2条の適用対象に該当する場合は、当該基準を遵守しなければならない。
標準処理期間	10日
経由日数	—
提出先	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）
提出時期	随時
提出方法	排水施設の下水道への接続承認申請書と添付書類を建設局下水道部施設管理課（許認可担当）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html
備考	